

POINT 取締役に対する使用者の安全配慮義務

【あらまし】

- ① Y社は袋物鞆の卸売業者等を営む会社であり、Zは、Y会社の代表取締役である。Y社は、その株式を代表者一族が保有し、従業員も数名、役員は代表者の親族が占める小規模会社である。
- ② A（平成12年死亡時60歳）は昭和33年高校卒業と同時にY社の前身である個人商店（Zの祖父が当時の代表者）に住込み従業員として就職し、Zの祖父、Zの父（昭和51年～）Z（平成11年～）の三代の代表者に対する忠勤に励み、代表者とともに営業の中心となっていた。この間の昭和51年には、AはY社の取締役に就任し以後、社内外で専務取締役と呼ばれていた。
- ③ 平成11年Zは父を継いでY社の代表取締役に就任し、平成11年12月当時のY社は取締役3名（A、ZおよびZの母）営業職の男性従業員3名、事務職の女性従業員3名、経理担当のZの妻であった。しかし平成12年2月に3名の女性従業員が退職し、7月には男性従業員1名も退職したため、出荷作業が大幅に遅れAの退勤時間は連日午後8時を過ぎ、時には午後9時頃になることもあった。Aは平成12年7月、立ちくらみと頭痛を訴え、本態高血圧との診断を受け、以後降圧剤を服用するようになった。
- ④ Aは平成12年8月26日、北陸出張中に急性循環不全により死亡した。
- ⑤ Aの妻および子らがY社に対して安全配慮義務違反および不法行為、旧商法266条の3に基づき、損害賠償を求めて大阪地裁に提訴した。

【結果】

Y社およびZの安全配慮義務違背を認めY社とZに対し、Aの妻に損害賠償金1,009万円、Aの子2人に各889万4,554円ずつの支払を命じた。

このレポートは、実際の事例をもとに、何が紛争のポイントなのか？また紛争を事前に防ぐための事業主としてすべきことなどを簡潔にまとめました。是非参考になさってください。

【要点】

Y社の規模、陣容、Aの職務内容に照らせば安全配慮義務はZの業務執行を通じて実現されるべきものであると認められる。ZはAの労務の過重性についても認識し得たのであるから、Y社が適宜適切に安全配慮義務を履行できるよう業務執行すべき注意義務を負担しながら、重大な過失によりこれを放置した任務懈怠があり、その結果Aの死亡という結果を招いたので、Zも旧商法266条の3に基づき、Y社と同一の責任を負担する。

【解説】

Aが24年間、Y社の専務取締役の地位にあり、営業全般を統括していたほか、労務も担当し従業員の勤怠・人事管理を行っていた。Aは自らの労働時間について自ら管理し、危険から保護するよう配慮すべき地位にあったとし、Y社およびZは安全配慮義務を負う立場にないとの判断をしました。しかし控訴審である本判決においては、Y社が同族経営による小規模会社でAのY社での地位が利益参加の機会を有しないものであることや株主総会や取締役会の開催もなく、Aに業務執行権が付与された事実も、専務取締役の職務分掌を定める内規の類もないと指摘しました。

本件のように、取締役であっても、勤務実態においては代表者の指揮命令の下で労務を提供する立場にある者については、会社は安全配慮義務を負うものと解されます。

【アドバイス】

本ケースのように、小規模事業所においては、一般の従業員を、取締役や監査役として登記することも少なくありません。しかし、業務執行権の有無、取締役会や株主総会への出席状況などから、一般の従業員と異なる処遇である場合、会社は安全配慮義務を負うと判断されますので注意が必要です。

神田社会保険労務士事務所

〒274-0816 千葉県船橋市芝山1-31-7 A-105

電話 047-496-0600 FAX047-496-0601

mail: info@kandasr.com

<http://kandasr.com>